

高知医療センター統合情報システム更新委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター統合情報システム更新委託業務

(2) 事業の目的

現在、高知医療センター（以下「当院」という。）においては、平成31年2月に導入した統合情報システム（電子カルテシステム、医事会計システム、部門システム等の総称、以下「統合情報システム」という。）が稼動していますが、導入から約6年半が経過し機器の老朽化に伴う故障率の上昇や機能の不足等の課題が顕在化しています。こうした状況に対応するとともに、高知医療センター経営計画に掲げられている経営ビジョンの達成を目指し、地域の中核病院として地域医療の中心的な役割を担っていくため、統合情報システムを更新することを目的とします。

(3) 事業内容

統合情報システムを更新する。本業務には以下のアからサのすべての業務が含まれるものとします。

- ア 電子カルテシステム、オーダーリングシステム及び部門システムなどの構築
- イ システムの稼動に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設置
- ウ システム稼動に必要なプロジェクト全体管理
- エ システム稼動に必要なスケジュール及び課題などの管理
- オ 既存機器及び各部門システムとの連携
- カ 既存データの移行
- キ システムマスタ及びコンテンツ等の作成支援
- ク ネットワーク整備
- ケ システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及びマニュアル作成
- コ システムリハーサルの実施支援
- サ その他本稼動までの支援

なお、詳細については、8 説明会・仕様書で配布する仕様書一式データを参照してください。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年5月31日まで（最大）

2 見積限度額

2,796,200千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

選定後には、候補者と当院は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

35日（高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）の閉庁日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当院と交渉を行うことになります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- （1）高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）本プロポーザル公示日以降において、「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- （5）委託する業務の全部を他の業者に再委託することがないこと。
- （6）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （7）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （8）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （9）6（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、高知県が定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル

募集の日、プロポーザルの件名及び審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

電話 088-823-9788 FAX 088-823-9266

電子メール 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>

7 参加不適格者

次の者は本プロポーザルに参加できません。

- (1) 高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル審査委員会の委員
- (2) 7(1)に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する法人その他組織及び当該組織に所属する者
- (3) 「高知医療センター統合情報システム更新に関するコンサルティング業務」受託者である有限責任監査法人トーマツ(代表者:代表執行役 大久保 孝一、拠点:東京都千代田区)と以下の各号のいずれかの関係にある者
 - ① 会社法(平成17年7月26日法律第86号)第2条の3及び4に規定する、親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 同様に、会社法第2条の3及び4に規定する、親会社を同じくする子会社どうしの関係にある場合

8 説明会・仕様書

- (1) 説明会日時:令和7年8月12日(火)13時から14時まで、15時から16時まで
※2回とも同じ内容。説明会開始時に仕様書一式データを配布。

説明会場所:高知県高知市池2125番地1

高知医療センター2階会議室「やなせすぎ」

なお、説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはありません。

- (2) 説明会への参加を希望する者は、令和7年8月8日(金)15時までに、説明会参加申込書兼仕様書提供申込書(別紙様式1)を高知医療センター 医療情報センター 情報システム室へFAX又は電子メールで送信し、電話にて送信した旨をお知らせください。FAX又は電子メールの送信先は「16 問合せ先」とします。
- (3) 説明会に参加せずに仕様書一式データの受領のみを希望する者は、上記8(2)の説明会への参加を希望する者と同様、受領希望日の前日(ただし8月18日に受領希望の場合は8月15日)15時までにFAX又は電子メールを送信し、電話にて送信した旨をお知らせください。

そのうえで、令和7年8月13日(水)から令和7年8月21日(木)までの、平日

の午前9時から午後5時までの間に、高知医療センターの2階事務局入口を訪問し、そこにある固定電話にて、医療情報センターの担当者へ到着した旨をお知らせください。

9 質疑と回答

(1) 質疑書の提出及び回答

質疑は、令和7年8月22日（金）午後3時までに質疑書（別紙様式2）により電子メールで受け付けます。電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和7年8月29日（金）までに高知医療センターホームページに掲載します。なお、口頭による質疑・照会は受け付けません。

(2) 質疑回答後の質問について

本プロポーザル実施に係る質疑については、原則として上記の日時をもって締め切らせていただきますが、質疑書提出締切後において疑義が生じたときは、その内容が提案を行ううえで企業団が必要であると認めた場合に限り、別途追加質疑を受け付けるものとします。その場合の質疑及び回答方法については9（1）に準ずるものとします。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みにあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出 部数
3	参加申込書	A 4 縦	1 部
4	資格要件確認書 添付資料：高知県競争入札参加資格通知書 都道府県税の納税証明書 消費税及び地方消費税の納税証明書		
自由 様式	個人情報保護に関する方針等（既存の印刷物の提出でも可）		

(1) 参加申込書

①提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時15分までの間に限る。）、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

（FAX又は電子メール（電話により着信を確認すること）で提出期限までに送信し、後日原本で令和7年9月5日（金）までに郵送でも可）

②提出期限

令和7年9月2日（火）午後5時（必着）

③提出先

「16 問合せ先」に同じ

(2) 複数の事業者による共同提案（JV又はコンソーシアム）の場合の留意事項

- ①幹事者を決め、「参加申込書（様式3）」は幹事者が提出すること。
- ②共同企業体のすべての構成員について、「共同提案者一覧（様式3別紙）」に記入して提出すること。なお、審査委員会によって、契約の候補者となった共同企業体は、委託契約の締結前に共同企業体協定書の写しを提出すること。
- ③共同企業体の全ての構成員について6資格要件を満たす必要があるため、全ての者について、「資格要件確認書（様式4）」、「高知県競争入札参加資格通知書（写し）」「都道府県税の納税証明書」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」、「個人情報保護に関する方針等」を提出すること。
- ④共同企業体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(3) 資格要件の確認

当院で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年9月9日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（企業団の閉庁日を除く。）以内に、書面により、企業長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（企業団の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和7年10月7日（予定）までに、すべての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条で準用する高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）に基づく開示請求があった場合

には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

14 日程

令和7年8月4日（月）	公募開始
同年 8月8日（金）午後3時	説明会参加申込締切
同年 8月12日（火）	説明会（13時～14時、15時～16時）
同年 8月21日（木）	仕様書配布期限
同年 8月22日（金）午後3時	質疑提出期限
同年 8月29日（金）	質疑回答期限
同年 9月2日（火）午後5時	参加申込及び資格確認書類提出期限
同年 9月9日（火）	参加資格確認結果通知
同年 9月19日（金）午後5時	企画提案書提出期限
同年 9月30日（火）午後	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
同年 10月7日（火）	審査結果通知（予定）
同年 11月中旬	随意契約（予定）

15 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（当院内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条で準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書（別紙様式5）により提出してください。
開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開示理由書を参考に、同条例に基づき企業団が客観的に判断します。
- （4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

〒781-8555 高知県高知市池2125番地1
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
医療情報センター 情報システム室 木谷、濱田
電話番号 088-837-3664

FAX 088-837-3669
電子メール mitc@khsc.or.jp

17 失格事項

次のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 当院職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

以上